

總長

杉山

次長

田邊

部長

田中

課長

服部

軍事機密

一月十日決定

南方作戰陸海軍中央協定別冊

陸海軍航空中央協定追補其一

井本

柳田

高瀬

村岡

高山

近藤

陸

軍

2636

陸海軍航空中央協定追補其一

一、攻略後、南方要域ニ於テ航空基地、使用区分ヲ左、如ク概定シ各地域毎ニ作戰一段ヲ落後適時本区分ニ據ルモノトス 共用基地ニ関スル細項ハ現地陸海軍指揮官相互協議決定スルモノトス

(一) 香港

錦田 陸軍

啓徳(水上) 海軍

啓徳(陸上) 共用

(二) 比律賓

(1) 海軍、使用スル基地

ニコラスフィールド

キャビテ

イバ

オロンカボ

「セブ」	「タバオ」(水上)	「カンボアンガ」	「フェルトプリンセサ」	「ホロ」	(四) 海軍主用シ陸軍共用スル基地 「レカスピ」	「タバオ」(陸上)	(三) 陸軍ハ前記以外ノ基地ヲ使用ス	(三) 英領「ホルネオ」	(三) 海軍ノ使用スル基地 「ラファン」	(四) 陸軍ハ右以外ノ基地ヲ使用ス	(四) 英領馬來
------	-----------	----------	-------------	------	-----------------------------	-----------	--------------------	--------------	-------------------------	-------------------	----------

(録録録八・専録)

(イ) 海軍、使用スル基地	「セレター」陸上及水上	「カラシ」(水上)	「ペナン」(水上)	「アエルトワル」	「ハツパハット」	(ロ) 海軍、主用シ陸軍、共用スル基地	「クワリントン」	「コタバル」	「ペナン」(陸上)	(ハ) 陸海軍、共用スル基地	「センバワン」 当初ハ専ラ陸軍之ヲ使用	「ガラシ」(陸上)	(ニ) 陸軍ハ前記以外ノ基地ヲ使用ス
---------------	-------------	-----------	-----------	----------	----------	---------------------	----------	--------	-----------	----------------	---------------------	-----------	--------------------

陸
軍

五) 緬甸

(イ) 海軍、使用スル基地

「ラングーン (水上)」

「アキアブ」 (水上)

(ロ) 陸海軍共用スル基地

「ビクトリアポイント」

(ハ) 陸軍ハ右以外、基地ヲ使用ス

六) 「スマトラ」

(イ) 海軍、使用スル基地

「サバン」

「コタラジャ」

(ロ) 陸海軍共用スル基地

「パダン」 (当初陸軍使用ス)

(ハ) 陸軍ハ右以外、基地ヲ使用ス

(七) 瓜哇

(イ) 海軍ノ使用スル基地

「バタビヤ」(水上)

「チリリタン」

「セラニ」若ハ「アンジエルキツル」

「ケケリ」若ハ「マジウン」

「タンジヨンベラ」(スラバヤ)

(ロ) 陸軍ハ右以外ノ基地ヲ使用ス

(ハ) 蘭領「ホルネオ」

(イ) 陸軍ノ使用スル基地

「バンジエルマシン」

(ロ) 海軍主用シ陸軍共用スル基地

「タラカン」(陸上)

「パリクパパン」(陸上)

(八) 海軍ハ前記以外ノ基地ヲ使用ス

(九) 前諸項以外ノ太平洋諸島嶼ニ於ケル基地ハ海軍主トシテ之ヲ使用ス

二、 作戦ノ必要ニ依リテハ協定ニ據リ前記一区分ニ拘ラス相互ニ基地ヲ使用シ又

兵力移動航空連絡等ノ爲相互利用スルコトヲ得

右ノ場合所存軍ハ所要ノ便宜ヲ供與スルモノトス

松田

栗

田辺

極秘

北軍參編第二三三號

大本營
陸軍部

參密第三二號第八

水戸

幸村

陸

軍

獨立第三十飛行團、指揮隸屬ニ関スル意見ノ件

昭和十七年二月二十四日

北部軍參謀長

木村松治郎

印

參謀本部總務部長 若松只一股

首題ノ件別冊ノ通意見ヲ有スルニ付配慮煩ハシ度通牒ス

2643

極秘

陸軍

獨立第二十飛行團ノ平時ニ於ケル指揮隸屬ニ関スル意見

獨立第二十飛行團ハ北部軍司令官ノ隸下外ナルモ常時北部軍司令官ノ指揮下ニ入ラシメ置クカ若ハ左記事項ニ関シ其ノ區處ヲ受ケシメラレ度

左記

北部軍ニ直接必要ナル作戰準備並ニ防衛ニ関スル事項

理由

一 北部軍及獨立第二十飛行團ノ當面スル北方作戰ヲ最モ適切ニ完遂シ併セテ空地一体ノ作戰準備ヲ有効ニ促進センガ爲ニハ獨立第二十飛行團ハ平素ヨリ北部軍司令官ノ指揮下ニ在ラシムルヲ要ス

平素別個ノ關係ニ置キテ開戦後臨機指揮下ニ入ラシムルハ兩者ノ作戰遂行及

平素ヨリノ作戰準備促進上價値十分ナラサルヲ思ハシムルモノアリ

乃チ作戰實施ノ爲各種狀件ヲ同一ニシアル北部軍司令官ノ指揮下ニ在ラシメ

平素ヨリ有機體的ノ關係ニ在ラシムルヲ可トス

而シテ此ノ事タルヤ開戦初期ニ於ケル航空滅戦ノ爲ノ航空大部隊ノ統合

使用ヲ何等妨害スヘキモノニ非ス

又北部軍ハ此ノ正面ニ於テ作戰準備ヲ爲スルニ飛行場ノ設定其他之ニ關聯スル航空作戰一部ノ準備ヲモ實施シツツアリ

此ノ際航空部隊ヲ自己指揮下部隊ニ持テテ之カ準備ヲ進ル時ハ所謂統合的能率的ナル作戰準備ヲ實施スルヲ得ヘシ

二、航空自体ノ後方補給人員ノ補充並ニ航空本然ノ教育訓練等ハ本屬ノ根源ニ直接連絡アラシムル如ク隸屬ハ内地飛行集團長又ハ滿洲航空兵團長ニ屬セシムルヲ可トス

三、以上ニ依リ其ノ隸屬ハ何レニ在ルヲ問ハス獨立第二十飛行團ハ北部軍司令官ノ指揮下ニ在ラシムルヲ希望ス

諸般ノ狀況ニヨリ止ムヲ得ケル時ニ於テモ北部軍ノ任務ト現況ニ鑑ミ軍ノ任務達成上直接必要ナル作戰準備並ニ防衛ニ関スル事項ニ就キテハ北部軍司令官之ヲ區處シ得ル如クセラレ度

軍事機密

大臣	總長		名件	名宛	發送 番號
	次長				三月六日上奏(書類)
官	連帶部長(局長)		獨立第1飛行団、作戰準備ニ関シ命令相成度件	大陸命(衆)	發送 月日
	連帶部長				昭和十七年三月六日午前
課長	連帶部長	連帶部長	總務部長	發信者	時分
課長	連帶部長	連帶部長	庶務課長		發送 者印
	連帶部長	連帶部長	庶務課長		小林
	連帶部長	連帶部長	庶務課長		

2646

独立第二十飛行団、作戰準備ニ関シ別紙、如ク第一飛行集團長ニ命令
相成度

謹ミテ

奉仰充裁候也

昭和十七年三月六日

参謀総長

杉山元

第一飛行集團長ニ與ル命令

一 第一飛行集團長ハ独立第二十飛行団ヲ樺太及北海道方面ニ位置セシメ主

トシテ北方ニ對スル作戰ヲ準備セシムヘシ

ニ 細項ニ関シテハ参謀総長ヲミテ指示セシム

軍事機密

臣 大		長 總		名 宛	為發 號送
		(杉山)		御 説 明	
官 次		(總 長 次)			
		(田辺)		獨立第三飛行団、作戦準備ニ関シ命令相成度件	月日 昭和十七年三月六日午前
長(印)部帶 運		部 務			
		(田中)		者 送 發	時 分
長 課 帶 運		課 務			
		(服部)		者 送 發	者 送 發
長 課 帶 運		者 主 任			
		(三神)		者 送 發	者 送 發
長 課 帶 運		者 主 任			
		(南)		者 送 發	者 送 發
長 課 帶 運		者 主 任			
		(小林)		者 送 發	者 送 發
長 課 帶 運		者 主 任			

2648

陸軍

獨立第二十飛行団、作戰準備に關シ命令相成度件

是裏に允裁ヲ仰キ編成セシタル獨立第二十飛行団ハ近ク其ノ編成ヲ完結スルヲ以テ帝國北邊ノ情況特ニ米國活動ノ現況ニ鑑ミ北方ニ對スル作戰ヲ準備スル如ク命令相成度特ニ企圖ノ秘匿及紛争防止ニ関シテ深甚ナル顧慮ノ下ニ慎重ヲ期セシメ度

右謹ミテ

允裁ヲ仰キ奉ル

昭和十七年三月六日

參謀總長

杉山元

美談集

第三飛行團

陸軍

（昭和八年八月）

2650

戰隊長代理堀田中隊長機自爆狀況 飛行第七十五戰隊

一、塔乘機番號及塔乘員官姓名

九九式双輕爆轟機第三〇八號

中隊長陸軍大尉堀田邦美(操縦) 陸軍中尉井村賢一

陸軍曹長園田秀雄 陸軍軍曹横田秀夫

二、自爆年月日 昭和十六年十二月十三日

三、任務 ペナン島港灣ニ於テ敵輸送船団攻轟

四、戦闘狀況

飛行団長ハ南部泰國ナオン飛行場ニ在リ十二月十二日ペナン島ジョウジタウン港ニ

ハ敵ノ輸送船團多數集合ニアルヲ知リコンポイントランニニ於テ躍進準備中、輕

爆戰隊ニ之ガ攻轟ヲ命ズ 即チ堀田大尉ハ戰隊ヲ率ヒ泰灣ヲ越エテ直十二

之レガ攻轟ヲ敢行シ歸路ナオンニ着陸一泊ス 翌十三日再ヒ同目標攻轟ヲ命

ズルヤ大尉ハ戰隊ヲ部署シ自ラ中隊ノ三機(ニ番機櫻井中尉機)ヲ指揮シ口

九〇五ヲナコンスリタハラト飛行場ヲ出発最先頭ニ在リテ一〇一五目標上空ニ到着ス

パナン島ジョウジタウン港ニ尚敵輸送船六隻アルヲ目撃シ大尉ハ編隊ヲ解散シ
 單機毎ノ降下單機毎ノ降下爆轟ヲ命ジ自ラ先頭第一ニ熾烈ニ對空射轟
 ヲ冒シ痛烈ナル降下爆轟ヲ反覆セリ攻轟中一。三。頃突如敵機戰鬥機約
 十機(機種バツアロー)現出シ各機其ノ三乃至四機ノ攻轟ヲ受ク大尉機ハ敵
 戰鬥機ト交戦シツ、パナン島對岸ガウルオース側近ニ在リシ敵船舶ヲ爆轟
 克ク命令彈ヲ與ヘ且銃轟以テ敵戰鬥機ヲ退歸途ニ就キシガ愛機及塔
 乗者ハ無敵ノ敵彈ニ依リ傷ツキ「アロールスター」南方十五軒「ゴウン」附近ニ達シ
 遂ニ力盡キ恰モ「アロールスター」セメリン道ヲ潰走シ來ル敵大部隊ト真只中
 ニ突入シ壯烈ナル自爆ヲ遂ケタリ時ニ一。五。ノナリ
 五、自爆狀況(目撃セル土民ノ言ニ依ル)
 同時頃「ゴウン」附近ハ我リ地上軍隊ノ急追ニ依リ敵ハ「アロールスター」セメリン國
 ニ雲崩ヲ打ツテ潰走シアリ俗空ニテ飛行シ來ル日軍機ハ折柄「ゴウン」敵ヨリ國
 道ニ向ヒ疾走中ノ敵自動偵察車ニ突進シ之ヲ紛碎發火セシメ自機モ亦翼端及
 尾部方向舵ヲ止ルノミテ原型ヲ留メ紛碎シ塔乗者全員ハ壯烈ナル戦死ヲ

(新編海軍史)

遂ガリ、敵自動車、残骸中ニ飛行機ノ破片ヲ止メタリ

五、附記

屍体ヲ收容驗スルニ大尉ハ身ニ機関砲彈數発ヲ受ケアリ(他ノ同乗者モ全ジ)而モ
克ク敵船舶ニ對シ必中彈ヲ與ヘ以テ任務ヲ完遂シ且優勢ナル敵戦闘機ト交戦
之ヲ退退シ傷ケル愛機ヲ傷ケル身ヲ以テ操縦シ歸還ノ途ニ付キ極メテ困難ナ
ル飛行ヲ續行スルト約ニ五分正ニ盡キナントセシモ尚最後ノ餘力ヲ以テ敵轟滅ノ
一大火玉ト化シ愛機ヲ驅ツテ敵中ニ突入散華セシモノニシテ其ノ氣力ノ旺盛ナルト
實ニ壯絶鬼神ヲ驚カシムルモノアリ

本攻轟ニ於テ僚機タル福地曹長機及飛行第七戦隊青木中尉機モ亦
敵戦闘機ト交戦シ敵彈ヲ受ケ発火シジョウジウシ港内ニ壯烈ナル自爆ヲ遂
ケリ

故陸軍大尉堀貞夫戦歴概要

出陣迄ノ経歴概要

服部

秋山

東

1. 大正五年拾貳月貳日富山縣下新川郡三日市町三日市貳十六番地ニ生ル
2. 昭和十三年六月三十日航空兵少尉ニ任官飛行第二聯隊附被仰付レル
3. 昭和十三年七月三日操縦戰技教育ニ爲下志津陸軍飛行學校ニ分遣、同年十月二十九日修學を終了飛行第二十九戰隊附被仰付レ朝鮮會寧ニ赴任ス
4. 昭和十三年十二月三十日航空中尉ニ任セラル
5. 昭和十四年九月九日第二次ノモニハシ事變ニ参加同年九月十六日停戰協定成立ニシテ原隊ニ歸還爾後同隊ニ在リテ教育訓練ニ従事ス
6. 昭和十五年八月一日飛行第二十九戰隊附被免陸軍航空士官學校生徒隊附ニ補セシ同月十二日同校ニ到着
7. 昭和十六年三月一日陸軍大尉ニ任セラル
8. 昭和十六年十月四日獨立飛行第七四中隊長被仰付レ十月十四日着隊セリ

樞大尉戦績、概要

大尉、指揮官中隊活動、概要

大東亞戦争勃発スルヤ大尉、指揮セル直協中隊、航空裏滅戦遂行上、必要ニ

基キ田中菅野兩支隊ノ決行セル敵空軍基地占領作戦ニ密接ニ協力シ次テ

軍主力ノ上陸ニ伴ヒ主トシテ上橋兵団ノ作戦ニ協力セリ

航空裏滅戦ニ方リテ敵戦闘機ノ跳梁下熾烈ニ地上火器ノ猛射ヲ冒シテ

飛行場占領部隊ト密ニ協力シ其ノ上陸又ハ戦闘行動ヲ容易ナラシムルト共ニ地

区部隊未ダ到着セサル未知ノ飛行場ニ逐次躍進シ勇猛果敢常ニ先頭第

一ニ著陸シテ其状況ヲ報告シ以テ爾後、戦闘指導並ニ飛行部隊ノ展開上

有力ナル資料ヲ提出セリ又此間屢々高等司令部幕僚ノ戦線視察又ハ重

要九連絡飛行等ヲ担任シテ高級指揮官ノ作戦指導上貢献スル所大ニモノ

アリタリ

マコト攻略戦ニ方リス殆ント全力ヲ瘳手ガテ終始積極的ニ上橋兵団ト連絡協

調ニ或ハ師団進路前方並ニ則方ノ敵情地形ヲ搜索シ之ガ誘導又ハ掩護

ニ任ジ或ハ各縦隊間ノ連絡等ニ當リ時ニ果敢ナル對地攻惠ヲ敢行シ以テ師團各縦隊ヲシテ他ニ何等顧慮ナク一意マシラ方向ヘ前進ニ全カヲ傾注セシメ戰闘ノ進捗ヲ迅速ナラシムルコトヲ得タリ

此ノ間殘存ノ敵戰闘ハ我カ直協機ノミヲ目標トシテ屢々擡擡ナル攻惠ヲ試ミ來リシモ其都度巧妙且ツ果敢ニ之ヲ回避シテ單機何レモ任務ヲ完遂シ出勤以來一度ト雖モ戰闘機ノ協力掩護ヲ受クルコトナク何レモ單機ヲ以テ勇躍任務ニ邁進セリ又敵ノ地上火器ハ頗ル熾烈ニシテ飛行機ノ致命部ニ命中不時著セシモノ三機ヲ始メトシ各機トモ殆ント敵彈ヲ受ケサルハナキ状態ナリシモ澆刺タル地上作戰ト呼應シ士氣愈々旺盛ニ且最後迄克ク奮奮戰力闘ヒ眞ニ地上部隊ノ耳目タルノ任ヲ全ウセリ右中隊ノ行動ハ中隊ノ將兵全員カ克ク一致團結旺盛ナル責任觀念ヲ以テ勇奮セル結果ニ外ラスト雖モ特ニ中隊長ノ率先重靴ト適切ナル指揮就中中隊長タル堀大尉ノ明朗潤達積極果敢ナル性格ハ中隊將兵ノ士氣ヲ白日揚シ著任日尚淺キニ拘ラスヨク團結ヲ鞏固化シ地上作戰協力ニ威大ナル戰果ヲ收メ得タルモノト謂フベシ

尚厩大尉空中勤務者トシテノ戦績ヲ略記スレバ左ノ如シ

個人戦績ノ概要

十一月八日開戦第一日台湾比島間ノ中継飛行場占領ノ目的ヲ以テバタン島バスコ附近ニ上陸セル陸海軍部隊ニ協カシ該方面ヲ搜索スベキ任務ニ基キ大尉ハ自ら先陣ヲ承リテ出動ス

此日バシー海峡雲低ク航行頗ル困難ナリシモ屈セス彈痕ノ修理未完成ノバスコ飛行場ニ巧ニ着陸シテ上陸部隊ト連絡シ情報ヲ交換シ且同飛行場ハ直協機戦闘機等ノ着陸ニ支障ナキヲ確認シ且上陸部隊ノ狀況ヲ歸來報告セリ

ニ菅野支隊ノヒガン上陸ニ伴ヒ中隊ハ基地ヲヒガンニ推進シ田中菅野兩支隊ニ協

カス

十二月二十日大尉ハヒガンヨリサンフアビアンニ至ルリングガエン灣沿岸並ニアグノ河一帯ノ搜索ヲ決行シ該方面ノ敵狀地形ヲ綿密ニ偵察スルト共ニ敵火ヲ冒シテサンフアビアンヲ占

領スル頑強ナル敵ヲ爆轟シ次テダクチン附近ノ菅野支隊ノ狀況ヲ確メ其ノ詳細ヲ

田中支隊ニ通報スルト共ニ部隊長ニ報告セリ

三十二月三日午後バクタン附近ニテ田中支隊苦戦中ナリトノ報ニ接スルヤ大尉ハ當時飛行場現存ノニ機ヲ指揮シ一路バクタンニ急翔ス

同地上空ニ於テ田中支隊ノ菅野大隊ハ敵中ニ孤立シ激戦中ナリシカ大隊對空班ト連絡ノ上サンファン北方高地ノ敵情搜索ヲ要求セラシ其ノ任ヲ果シ更ニ猛烈ナル敵兵火ヲ冒シツ、サンファン敵兵營ヲ爆轟直蕙彈四発ヲ命中炎上セシメ其ノ結果ハ地上部隊ニ適確ナル目標ヲ提供セリ

次テ同大隊ノ前進ヲ阻止セントシテ頑強ニ抵抗スル敵第一線ニ對シ更ニ銃轟ヲ加ヘ右ノ敵情ヲ通報シ歸還セントスルヤ更ニ同大隊ヨリ通信筒釣取ヲ要求アリ

(當時菅野大隊ハ田中支隊主カト離隔敵中ニ孤立シ通信杜絶セシ爲通信筒ニヨリ連絡セントシテ其ノ釣取ヲ要求セシモノナリ) 然ルニ釣取リ位置ハ敵第一

線直前ニシテ危険極リナカリシカ大尉ハ敢然彈雨ヲ衝イテ急降下シ通信筒ヲ釣取ラントセシ瞬間敵彈ハ機関部ニ命中機ハ忽ケ火災ニ包ムル

然レトモ大尉ハ沈着機敏ニ炎上スル愛機ヲ操リバクタン北方菅野大隊本部附近ノ海濱ニ不時着同時ニ機体外ニ脱出セシモ尾翼ニ懸リ地上ニ引摺ラレ各

所ニ打撲傷ヲ被リシモ屈ヒス菅野少佐ヨリ通信筒ノ内容ヲ承知シ其ノ自動車ヲ
 借り受ケ制止ヲモ聞カズ自ラ射撃ヲ冒シ敵中ヲ突破シテ田中支隊本部ニ到リ田中大
 佐ニ菅野大隊方面ノ狀況ヲ通報シテ連絡ノ任務ヲ果シ友軍ノ危急ヲ救フヲ得シタリ
 此ノ際身体各所ニ相當大ニ打撲傷ヲ受ケシモ旺盛ナル責任觀念ハ其ノ夜同地ニ休
 宿スルコトヲ苦痛ヲ忍ビ自動車ヲ驅ツテ(約百軒)未明四時在ビガシ中隊ニ歸來シ
 飛行隊長ニ復命シ翌日ノ出勤ヲ部署セリ

四、十二月二十二日軍主力ノリンガエン灣上陸ヲ開始スルヤ直協中隊ハ上述ノ如ク手カラ
 與テ土橋兵団トノ協カニ任シ連日奮闘中ナリ此間病軀ヲ冒シテゴヒストニ
 出場部下ヲ指揮シ未ダ快癒セザルニ拘ラズ十二月二十八日自ラ偵察者トシテ出勤
 ビナロシニ並ニカルメン飛行場ヲ偵察シカルメン飛行場カ中型機ノ使用可能ナルヲ
 確認報告セリ

五、更ニ翌十二月二十九日ハ土橋兵団ノ爲メ指揮連絡ニ任シ各縦隊ノ狀況ヲ搜索
 シテ之ヲ通報シ更ニ先遣隊各戰車団トノ連絡ヲ行ヒ更ニ師団進路前方道
 路ノ狀況ヲ詳細ニ偵知シテ之ヲ報告シ師団長ノ作戰指導上多大ノ貢獻ヲ爲セリ

六十二月三十一日大尉ハ敵情搜索並ニ第四十八師団長ノ指揮連絡ノ爲カルメン飛行場ヨリ出動右側支隊ノ状況搜索後アングット川以南ノ敵情ヲ搜索ス然ルニ敵大部隊ハバタン半島方面ニ移動シツアルノ状況ヲ認ムルヤ未知ハバリウアガ飛行場ニ敢然著陸シテ戰車団ニ前面ノ敵狀地形ヲ通報スルト共ニ速ニカルニピットニ猛進シ敵大部隊ヲ捕捉スベキ意見並ニ其ノ間道路ニ何等地形上障碍ヲ幸事實ヲ

陳述アリ

七、一月二日土橋兵団ノミラ近郊ノ進出ニ伴ヒ中隊長自ラ各縦隊ノミラ進出狀況ヲ偵察ノ上更ニミラ周邊ノ飛行場ヲ搜索敢然危険ヲ自ラシテ僚機掩護ノ下ニニイルソン飛行場ニ著陸シ同飛行場ノ使用可能ナル事ヲ立證シ歸來報告セリ
 (第十六師団ノ進出遅延ニ爾後ノ作戰上直協トシテ一歩トテモ推進ノ必要ヲ感ジアリタリ)

八、一月三日直協中隊ハカルメン飛行場ヨリバナンアンニ推進ヲ命ゼラレ大尉ハ十七時坂本軍曹機ニ塔乗カルメン飛行場カバナンアンニ推進ヲ命ゼラレ大尉ハ十七時上空ニ達スル際偶々飛行場上空ニ未龍表セル敵戦闘機P-4ニ機ト遭遇空中戦闘ノ

後遂ニ敵彈ヲ浴ビテ壯烈ニ戰死ヲ遂ゲ

結言

以上大尉ノ行動ハ中隊長トシテ克ク飛行隊長ノ意圖ヲ體シ適切ニ中隊ヲ指揮シ以テ完全ニ空地ニ一体化ヲ具現シタルモノニシテ特ニ困難ナル狀況ニ際シテ率先身ヲ必殺ノ地ニ投ジテ勇猛克ク至難ノ任務ヲ完遂セリ

而シテ其ノ旺盛ナル責任觀念ト積極赴難ノ精神トハ正ニ空中勤務者ノ精華ナリト謂フモ過褒ニ非カルヘキヲ信ス

昭和十六年八月

軍事機密

	大臣	總長	件名	宛名	發送 番號
		(杉山)	航空兵団編組改定等三閱スル件	御説明	
	官次	(田辺)			
頭局長	長(局)部	連	主任 部長	總務 部長	發送 月日
			(田中)		昭和17年3月20日午前
課長	長課	連	主任 部長	庶務 部長	時分
			(服部)	(三神)	發送 者印
			主任 係	庶務 係	
			(廣)	(杉林)	(吉江)

2662

航空兵團編組ノ一部改定等ニ関スル件

皇軍ニ滿洲ニ第四飛行集團司令部ヲ編成セラシ先般更ニ戰鬥三戰隊輕爆一戰隊等ノ新設ヲ令セラシテ近ク編成ヲ完結致シマス今航空兵團ノ編組中ニ新ニ第四飛行集團ノ編成ヲ定メ其他所要ノ改定ヲ令シ又比律賓方面ノ航空部隊統率ノ爲第三ニ飛行團ノ編成ヲ令シテ戰キ度ト存ジマス

尚米國ガアリウシヤン、アラスカ方面ニ兵力ヲ増加シテ居リマス現狀ニ鑑ミ北方ノ警戒ヲ更ニ嚴ナラシムル必要ガ御座イマス今目下関東軍方面ニ不足ヲ感ジテ居リマスル重爆隊偵察隊航空情報隊等ノ一部及新ニ編成セラレタル部隊等ヲ南方ヨリ轉用シテ航空兵團ノ編組ニ入ラシムル様命令相成度

本命令ヨリ飛行第六十戰隊(重爆)ハ南方ヨリ滿洲ニ轉用セラレ、コトナリマスガ此ノ部隊ハ目下比島作戰ニ充當セラレテ居リマス今轉用ノ時機ハ概テ其任務終了後ト致シ度考ヘテ居リマス

右謹ミテ允裁ヲ仰ガ奉リマス

昭和十七年三月二十日

參謀總長 杉山 元

久門 高山 近藤 瀨島

臣 大		長 總		名 件		名 宛		番 送	
		(杉山)		航空兵团、編組、改定等、関之命令相成度件		上奏案			
官 次		(田辺)							
長(局)部		連		總務部長					
				(田中)				昭和17年5月20日午前	
長 課		連		度務部長				時 分	
軍事課		第十課		(服部)				者 發	
		第九課		(三神)					
		第三課代		主任					
(真田)		(市田)		主任				者 發	
		(久備)		主任				印 送	
		(田中)		主任				(吉江)	
				(栗)					
				(松)					
				(小林)					
				(吉江)					

軍事機密

2664

陸軍

航空兵团ノ編組ノ改定等ニ関シ別紙ノ如ク關係官憲ニ命令相成度

謹ミテ

奉仰允裁候也

昭和十七年三月

参謀總長 杉山 元

2665

關東軍司令官	南方軍總司令官	航空兵団司令官	第二飛行集團長	第三	第四	第五	陸軍航空總監	命令	一、航空兵団ノ編組ヲ改定ス	編組別冊ノ如シ	二、第二十二飛行団ノ編成ヲ令シ且之ヲ南方軍戰鬥序列中ノ直屬航空關係	部隊ニ編入ス	編成別紙第一ノ如シ
--------	---------	---------	---------	----	----	----	--------	----	---------------	---------	-----------------------------------	--------	-----------

陸軍

2666

陸軍

四南方軍總司令官ハ別紙第三部隊ヲ滿洲ニ派遣シ關東軍司令官ノ隸下

ニ入ラシムヘシ

五指揮隸屬轉移ノ時機ハ第二項及第三項(別紙第三所掲ノ部隊ヲ除ク)ノ部隊

ニ在リテハ其編成完結ノ時トシ第四項ノ部隊ニ在リテハ滿支國境通過又ハ大連上

陸ノ時トス

六細項ニ関シテハ參謀總長ヲシテ指示セシム

第三十二飛行團編成

長第三十二飛行團長

第三十二飛行團司令部

飛行第十六戰隊

(輕爆)

第十獨立飛行隊

第十獨立飛行隊本部

獨立飛行第五十二中隊

(軍偵)

獨立飛行第七十四中隊

(直協)

獨立飛行第七十六中隊

(司偵)

第十一航空地區司令部

第十八飛行場大隊

(輕爆)

第四十八飛行場大隊

(偵察)

第八飛行場中隊

(重爆)

第十三飛行場中隊

(戰闘)

第三十三飛行場中隊
第一航空移動修理班

(戦闘)

陸軍

2669

別紙第二

南方ヨリ滿洲ニ到リ関東軍司令官ノ隷下ニ入ル部隊

飛行第六十戰隊

(重爆)

教導飛行第二百四戰隊

(戰闘)

第十五獨立飛行隊

第十五獨立飛行隊本部

獨飛第五十中隊

(司偵)

獨飛第五十一中隊

(司偵)

獨飛第五十五中隊

(司偵)

第三十六飛行場大隊

(司偵)

教導第三百五飛行場大隊

(戰斗)

第三百一飛行場大隊

(遠爆)

教導第三飛行場中隊

(偵察)

第一航空情報隊ノ一部

陸上勤務第七十中隊

陸軍

2670